

学童保育所入所申請の手引（令和5年度入所用）

【申請手続きのお願い】 《新型コロナウイルス対応》

令和5年度の学童保育所入所申請手続きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送での受付を推奨することとし、申請者様と職員との接触機会を極力減らす方法で行います。提出書類のご相談等につきましても、原則電話での対応とさせていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。

1 学童保育所の概要

- ・設置目的 市内に居住する小学校低学年児童の健全な育成を図るため、学童保育所を設置しています。
- ・対象児童 小学校1年生から3年生（障がいのある児童は4年生）までの児童
- ・保育時間 通常(月曜日から金曜日)・・・放課後から午後6時まで
学校休業日・・・・・・・・午前8時から午後6時まで
- ・延長保育時間 通常（月曜日から金曜日）及び学校休業日・・・午後6時から午後7時まで
- ・休 所 日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

2 入所要件

(1) 入所の要件

入所の対象となる児童は、市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない児童です。

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します。

※「日常的に放課後の保育を受けることが出来ない」とは、保護者が保育することが出来ない時間が、月曜日から土曜日までの正午から午後6時の時間帯に4時間以上あり、その日数が週4日以上（1か月に16日以上）あることをいいます。

(2) 入所の制限

児童が感染性の疾病にかかっているときや、心身が虚弱で学童保育所における集団生活に適さないと認められるときは入所できません。

(3) 心身に障がいのある児童

入所については、次の各要件のいずれにも該当することが必要です。

①障がいの程度が知的障がいであらゆる愛の手帳3度又は4度を所持する児童、又は身体障がいであらゆる身体障害者手帳5級又は6級（7級の診断を含む）を所持する児童。内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐え得るとの専門医師の診断書のある児童。専門医師又は市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童。

②健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと。

③通所に際しては、保護者等による送迎が可能であること。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではありません。

※心身に障がいのある児童の入所についてはご相談ください。

※別に定める入所基準表に基づき、審査があります。

※後日、詳しく聞き取りをさせていただくこともありますので、ご了承ください。

3 提出書類

下記書類(1)・(2)・(3)・(4)・(5)は、児童1人につき1組必要となります。

兄弟姉妹と合わせて申請を行う場合は、(3)及び(4)は児童1人に原本を添付し、兄弟姉妹には写しを添付すれば結構です。

※ 提出書類の受領証を希望される場合は、返送先を記載した返信用封筒に 84 円切手を貼り、下記書類と合わせてご提出ください。

(1) **学童保育所入所申請書** (児童1人につき1枚必要です。)

(2) **重要事項確認書** (児童1人につき1枚必要です。)

記載内容を確認し、☑を入れたうえ、署名したものを提出してください。

(3) **保育の必要性を証明する書類等** (保護者(父・母)の書類が必要です。)

保育にあたれない理由	申請書に添付が必要となる証明書類
就労	〈会社等に雇用されている方〉 就労証明書 (市の指定用紙)
	〈自営業の方〉 就労証明書 (市の指定用紙) ※ ご自身が証明者となり就労証明書を作成してください。
保護者自身の疾病	診断書
保護者自身の障害	身体障害者手帳 (写し)、愛の手帳 (写し)、専門医の診断書等
就学	在学証明書 (写し) ※ 公的な職業訓練校を含む。
介護・看護	被介護・看護者の診断書等
求職中	ハローワークカードの写、求職活動申告書のいずれか ※ 求職中を要件として入所する場合は、 <u>年度中に1回のみ、3か月を限度に承認します。</u>
≪育児休業取得者及び取得予定者について≫ ※ 4月1日時点で育児休業を取得する者は令和5年度内に必ず復職する必要があります。 ※ 育児休業の取得期間については、就労証明書の取得期間で確認をいたします。	

※ 状況により提出書類が異なりますので、ご相談ください。

(4) **市・都民税課税標準額がわかる書類** (必要な方のみ)

市・都民税課税標準額を証明するため、保護者 (父母のみ) それぞれの方について下記①～③

のいずれか一つが必要です。ただし、令和4年1月1日に小金井市に在住していた方は提出を省略することができます

① 令和4年度市民税・都民税特別徴収税額通知書

(令和4年6月～8月頃に、給与袋等に同封して通知されたもの。)

② 令和4年度市民税・都民税納税通知書

※ 上記①か②の通知書がない方は、下記③の証明書 (令和4年1月1日に住所のあった区市町村で発行) が必要です。

③ 令和4年度市民税・都民税(非)課税証明書

(5) **提出書類確認票** (児童1人につき1枚必要です。)

提出書類の欄に☑を入れ、他の提出書類と合わせてご提出ください。

4 育成料及び延長育成料

学童保育の利用に当たっては、前年度の世帯の市・都民税課税標準額に応じて育成料及び延長育成料を徴収します。

令和4年度の世帯の市・都民税課税標準額	育成料(月額)	延長育成料(月額)
500万円以上	9,000円	2,000円
300万円以上500万円未満	7,000円	2,000円
150万円以上300万円未満	5,000円	2,000円
150万円未満	3,000円	2,000円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無料	無料

※育成料及び延長育成料の減額・免除については、ご相談ください。

5 学童保育所一覧

学区域	学童保育所	育成室	所在地	電話番号	定員
第一小学校	さくらなみ学童保育所	第1学童	本町1-2-13	042-383-1183	60人
		第2学童			50人
		第3学童(暫定)	第一小学校内仮施設		40人
第二小学校	たけとんぼ学童保育所	第1学童	桜町2-3-60	042-383-5488	55人
		第2学童			35人
第三小学校	あかね学童保育所	第1学童	①梶野町5-7-33	042-385-3370	40人
		第2学童			40人
		第3学童			40人
		第4学童	②梶野町5-7-38	042-385-3372	40人
		第5学童			40人
第四小学校	さわらび学童保育所	第1学童	貫井南町3-6-27	042-383-5489	60人
		第2学童			30人
東小学校	たまむし学童保育所	第1学童	東町4-25-7(東児童館内)	042-385-9280	60人
		第2学童			30人
		第3学童(暫定)	東小学校内仮施設		40人
前原小学校	まえはら学童保育所	第1学童	前原町3-3-16	042-383-1179	60人
		第2学童			30人
		第3学童(暫定)	前原小学校内仮施設		40人
本町小学校	ほんちょう学童保育所	第1学童	本町5-4-25(本町児童館内)	042-385-3360	60人
		第2学童(暫定)			30人
緑小学校	みどり学童保育所	第1学童	緑町4-18-25(緑児童館内)	042-383-1178	60人
		第2学童			20人
		第3学童(暫定)	緑小学校内仮施設		40人
南小学校	みなみ学童	第1学童	前原町2-2-21	042-383-1167	40人
		第2学童			40人
		第3学童(暫定)	南小学校内仮施設		40人

※学童保育所が第1・第2・第3と分かれている場合、第1・第2・第3の指定はできません。

※あかね学童保育所は第1～第3と第4～第5が別棟の建物となりますが、入所施設の指定はできません。

※定員を超えた場合には、上記学童保育所以外に学校施設等の公共施設を借用して暫定運営をする場合があります。

6 申込方法

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、「(1)郵送での受付」を推奨しています。なお、市役所での受付の場合でも、受付時の書類の確認はいたしません。提出漏れがないことを確認の上、封筒等に入れ、受付室内に設置される専用の受付箱にご提出ください。なお、提出書類の相談等がある方はお申し出ください。

(1) 郵送での受付（新規申請の方・継続申請の方）

・受付期間 令和4年10月27日（木）～11月15日（火）※期間中の必着

«送付先住所» 〒184-8504 小金井市本町 6-6-3

.....小金井市 子ども家庭部 児童青少年課 学童保育係 入所申請担当 宛

(2) 市役所での受付（新規申請の方・継続申請の方・育成料滞納により受付場所を指定された方）

・受付期間 令和4年11月7日（月）～11月15日（火）※土曜日を除く

・受付時間 午前8時30分～午後5時 ※日曜日のみ午前9時～午後1時

・受付場所 市役所第二庁舎3階 302会議室

(3) 学童保育所での受付（継続申請の方のみ、ただし育成料滞納の方を除く）

・受付期間 令和4年11月7日（月）～11月15日（火）※日曜日を除く

・受付時間 午前10時30分～午後6時 ※土曜日は午前8時00分～午後3時

・受付場所 入所中の学童保育所

※ 11月16日（水）以降は申請期間後の取り扱いとなり、入所が出来ないことがあります。

7 結果通知

上記の受付期間内に申請された方については、令和5年2月下旬に通知する予定です。

新規に入所される方を対象に、令和5年3月中に入所説明会を予定しています（実施しない場合があります）。

8 入所承認の取消し

入所が承認された後、次のいずれかに該当したときは、入所承認を取り消します。

・入所の要件が無くなったとき。

・児童の出席が著しく悪いとき。

・休所期間（最長2か月）が経過し、なお児童が通所出来ないとき。

・正当な理由がなく育成料及び延長育成料を長期間滞納したとき。

・条例、規則等の規定に反したとき。

・その他市長が特に入所を不適当と認めたとき。

9 延長保育について

保護者の就労等の理由により午後6時から午後7時までの時間に保育を受けることが出来ない児童を対象に延長保育を実施します。学童保育所の入所が承認されましたら、入所する学童保育所へ直接お申込みください。

[問合せ先] 小金井市子ども家庭部児童青少年課学童保育係

電話042-387-9847